

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、地方税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税賦課徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税賦課徴収に関する事務は、地方税法等の法令に従い、下記の5業務で構成される。 事務の詳細は、「別紙:事務の内容」を参照すること。 I. 個人住民税賦課業務 II. 軽自動車税(種別割)税賦課業務 III. 固定資産税及び都市計画税業務 IV. 滞納整理業務 V. 収納業務
③システムの名称	(1)税宛名システム (2)個人住民税システム (3)イメージ管理システム (4)国税連携システム(eLTAX) (5)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (6)中間サーバ (7)コンビニ交付システム (8)審査システム(eLTAX) (9)連携基盤システム(庁内連携システム) (10)軽自動車税システム (11)軽自動車検査情報市区町村提供システム (12)固定資産税及び都市計画税システム (13)家屋評価システム (14)固定資産評価システム(土地) (15)住民基本台帳ネットワークシステム (16)滞納整理システム (17)税収納システム (18)電話催告システム (19)国保収納システム (20)ペイジー口座振替受付サービス利用システム (21)電子文書検索システム (22)地方税共通納税システム (23)埼玉県市町村電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
I. 個人住民税特定個人情報ファイル II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル IV. 滞納整理特定個人情報ファイル V. 収納特定個人情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>I. 個人住民税特定個人情報ファイル</p> <p>1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条</p> <p>3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則</p> <p>以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である個人住民税賦課業務において個人番号を利用する。</p> <p>II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル</p> <p>1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条</p> <p>3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則</p> <p>以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である軽自動車税(種別割)賦課業務において個人番号を利用する。</p> <p>III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル</p> <p>1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条</p> <p>3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則</p> <p>以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である固定資産税及び都市計画税業務において個人番号を利用する。</p> <p>IV. 滞納整理特定個人情報ファイル</p> <p>1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条</p> <p>3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則</p> <p>以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である滞納整理業務において個人番号を利用する。</p> <p>V. 収納特定個人情報ファイル</p> <p>1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条</p> <p>3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則</p> <p>以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である収納業務において個人番号を利用する。</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

<p>②法令上の根拠</p>	<p>I. 個人住民税特定個人情報ファイル</p> <p>1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>2 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 (1)「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (2)「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 (3)「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 (4)「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 (5)「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (6)「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (7)「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル</p> <p>番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 1 「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 2 「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 3 「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル</p> <p>番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 1 「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 2 「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>IV. 滞納整理特定個人情報ファイル 実施なし</p> <p>V. 収納特定個人情報ファイル 実施なし</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>税制課長 市民税課長 固定資産税課長 収納対策課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>各区役所 ぐらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 外</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>さいたま市財政局税務部税制課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1160 FAX番号: 048-829-1986</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	I 関連情報、3 個人番号の利用、法令上の根拠 I～V	1 番号法第9条 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	文言整理等により修正のため重要な変更該当しない。
平成28年12月12日	I 関連情報、3 個人番号の利用、法令上の根拠 I～V	1 番号法第9条 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条	事後	文言整理等により修正のため重要な変更該当しない。
平成28年12月12日	I 関連情報、3 個人番号の利用、法令上の根拠 I～V	2 番号法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則	事後	文言整理等により修正のため重要な変更該当しない。
平成28年12月12日	I 関連情報、4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠 I	84, 87	84, 85の2、87	事後	法令改正等により修正のため重要な変更該当しない。
平成28年12月12日	I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 大熊 俊司	市民税課長 佐藤 真奈子	事後	人事異動による修正のため重要な変更該当しない。
平成29年7月7日	I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 佐藤 真奈子 収納調査課長 関根 晋	市民税課長 北沢 栄一 収納調査課長 田端 正義	事後	人事異動による修正のため重要な変更該当しない。
平成29年7月7日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	地方税賦課徴収に関する事務では…(略)… 万全に期している。	地方税賦課徴収に関する事務では…(略)… 万全を期している。	事後	文章の誤字を修正したため、重要な変更該当しない。
平成30年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 I. 個人住民税特定個人情報ファイル	2、(中略)、37、39、(中略)、116、117、120の項	1、2、(中略)、37、38、39、(中略)、116、119の項	事後	法令改正等により重要な変更該当しない。
平成30年6月18日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	市民税課長 北沢 栄一 固定資産税課長 牧野 晴彦 収納調査課長 田端 正義	市民税課長 固定資産税課長 収納調査課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月1日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和1年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税特定個人情報ファイル	I. 個人住民税特定個人情報ファイル II. 軽自動車税特定個人情報ファイル III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル IV. 滞納整理特定個人情報ファイル V. 収納特定個人情報ファイル	事後	記載内容を正確化したため重要な変更該当しない。
令和1年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 I. 個人住民税特定個人情報ファイル	1、(中略)、18、23、(中略)、48、54、(中略)116、119の項	1、(中略)、18、20、23、(中略)、48、53、54、(中略)116、117、120の項	事後	法令改正等により重要な変更該当しない。
令和1年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 I. 個人住民税特定個人情報ファイル	1、(中略)、18、23、(中略)、48、54、(中略)116、119の項	1、(中略)、18、20、23、(中略)、48、53、54、(中略)116、117、120の項	事後	法令改正等により重要な変更該当しない。
令和1年10月1日	I 基本情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他 各区役所 ぐらし応援室	各区役所 ぐらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市役所浦和区常盤六丁目4番4号 外	事後	軽微な修正のため重要な変更該当しない。
令和1年10月1日	I 基本情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	財政局税務部市民税課 〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	さいたま市財政局税務部市民税課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1913 FAX番号: 048-829-1986	事後	軽微な修正のため重要な変更該当しない。
令和1年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2)500人未満	1)500人以上	事後	番号法等の改正による取扱者数増加のため重要な変更 に該当しない。
令和1年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な 変更にあたらぬ。
令和1年10月1日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定 個人情報に関する重大事故 の発生による変更
令和2年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 債権整理推進部 収納調 査課	さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	事後	税務組織の再編による変更 のため重要な変更にあた らない。
令和2年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長の役職名	市民税課長 固定資産税課長 収納調査課長	市民税課長 固定資産税課長 収納調査課長	事後	税務組織の再編による変更 のため重要な変更にあた らない。
令和2年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	各区役所 ぐらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市役所浦和区常 盤六丁目4番4号 外	各区役所 ぐらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六 丁目4番4号 外	事後	誤記載を修正したものであ るため、重要な変更にあた らない。
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	評価実施機関における特定 個人情報に関する重大事故 の発生から1年を経過したこ とによるものであるため、重 要な変更にあたらない。
令和2年6月30日	全般	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	法令改正等により重要な 変更にあたらない。
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な 変更にあたらない。
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な 変更にあたらない。
令和3年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	(1)～(6) [略] (7) 自動交付機システム・コンビニ交付シ ステム (8)～(22) [略]	(1)～(6) [略] (7) コンビニ交付システム (8)～(22) [略] (23) 埼玉県市町村電子申請サービス	事前	重要な変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 I 個人住民税特定個人情報 ファイル	1 番号法第19条第7号～	1 番号法第19条第8号～	事前	法令改正等により重要な 変更にあたらない。
令和3年8月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 I 個人住民税特定個人情報 ファイル	1、2、3、(中略)、29、31、(中略)、120の 項	1、2、3、(中略)、29、30、31、(中略)、12 0、121の項	事後	別表第二の改正による変更 のため、重要な変更にあた らない
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 I 個人住民税特定個人情報 ファイル	2 番号法第19条第7号～	2 番号法第19条第8号～	事前	法令改正等により重要な 変更にあたらない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II 軽自動車税(種別割)特定 個人情報ファイル	番号法第19条第7号～	番号法第19条第8号～	事前	法令改正等により重要な 変更にあたらない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 III 固定資産税及び都市計 画税特定個人情報ファイル	番号法第19条第7号～	番号法第19条第8号～	事前	法令改正等により重要な 変更にあたらない。
令和3年8月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	評価書修正に伴う時点の変 更のため、重要な変更にあ たらない
令和3年8月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	評価書修正に伴う時点の変 更のため、重要な変更にあ たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	事後	税制課において、電子申請による税証明の発行業務を所管しており、税証明の発行も特定個人情報ファイルを取り扱う事務と見解が示されたため。
令和4年7月8日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 固定資産税課長 収納対策課長	税制課長 市民税課長 固定資産税課長 収納対策課長	事後	税制課において、電子申請による税証明の発行業務を所管しており、税証明の発行も特定個人情報ファイルを取り扱う事務と見解が示されたため。
令和4年7月8日	I. 基本情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	さいたま市財政局税務部市民税課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1913 FAX番号:048-829-1986	さいたま市財政局税務部税制課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1160 FAX番号:048-829-1986	事後	税制課が特定個人情報を取り扱う課となったことから、今後、部筆頭課である税制課にて取りまとめを行うため。
令和4年7月8日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正のため重要な変更 に該当しない。
令和4年7月8日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正のため重要な変更 に該当しない。
令和5年8月15日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 (1)「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの (2)「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 1 「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの 2 「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの	事後	軽微な修正のため重要な変更 に該当しない。
令和5年8月15日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	事後	軽微な修正のため重要な変更 に該当しない。
令和5年8月15日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点での計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正のため重要な変更 に該当しない。
令和5年8月15日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点での計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正のため重要な変更 に該当しない。